

決定知に関するプラジュニャーカラグプタの ダルモータラ批判

— Pramāṇavārttikāṅkāra ad PV III 311 訳注研究 —

三 代 舞

1. 問題の所在

仏教論理学派については近年著しい研究の発展が見られるが、そのような流れの中で、ディグナーガやダルマキールティに留まらず、注釈者たちが拠るそれぞれの思想的立場が徐々に明らかにされつつある。そして、諸注釈者の中でも特に、プラジュニャーカラグプタ (ca. 750-810)⁽¹⁾ がその著書 *Pramāṇavārttikāṅkāra* (PVA) の中で、ダルモータラ (ca. 740-800) としき対論者の説に対してしばしば批判的な態度をとることは、先行研究によって指摘される通りである⁽²⁾。本稿では、そのような対論が見られる一例として、ダルマキールティ著 *Pramāṇavārttika* (PV) 第3章(知覚章, III) 311 偈に対する PVA を取り上げることにした。

その対論において論題とされるのは、端的に言うならば、知覚というプラマーナ⁽³⁾が人に行動を引き起こすという機能を果たす上で、決定知 (niścayapratyaya) という、知覚とは別の分別知 (vikalpapratyaya) が必要とされるか否かという問題である。この決定知は、いわゆる「知覚判断」(perceptual judgement) として先行研究において度々取り上げられてきたものであり、ダルモータラがその存在を重視したことは、周知の通りである⁽⁴⁾。しかし、ここでプラジュニャーカラグプタは、そのような決定知は知覚のみならず推論にとっても不必要であり、いずれのプラマーナもその形象のみから人の行動を引き起こすということを明確に述べている。よって、その両者の間の対立関係は容易に理解されよう。

(1) プラジュニャーカラグプタの年代は小野 [1995]、ダルモータラの年代は Krasser [1992] による。

(2) Cf. 小野 [1995] 他。

(3) 仏教認識論において、*pramāṇa* という語は、1 知覚や推論といった正しい知、2 その知を確定する直接的な要因という、少なくとも二つの意味を有している。しかし、この中 1 は、*pramāṇa-pramāṇaphala* という対立概念を用いて分析するならば、むしろ、*pramāṇaphala* (認識結果) の側に配当せられるべきものである。よって、知を意味する 1 の *pramāṇa* を「プラマーナ」、知を確定する直接的要因を意味する 2 の *pramāṇa* を「認識手段」と訳し分けることにする。Cf. 三代 [2012]。

(4) 知覚判断に関するダルマキールティの理解については桂 [1989]、福田 [1999]、ダルモータラの理解については、沖 [1990]、西沢 [2011: 454-460] に詳しい。その他、ラトナキールティの理解に関する太田 [1973] や北原 [1996]、アルチャタの理解に関する乗山 [2000] などがある。

本稿の眼目となる対論はその最後部（本稿 2.4.）ではあるが、管見の限りでは、PVA ad PV III 311 を取り扱った研究は未だ発表されていない。したがって、未解決の点が多く残るものの、対論に至る過程をも含めた全体を取り上げることにした。まず第 2 節では、サンスクリット校訂テキストと試訳を挙げた上で、小節ごとに解説を付す⁽⁵⁾。その後、第 3 節では、決定知に関するダルモータラの自説について *Nyāyabinduṭīkā* (NBT) を中心に概観し、PVA に見える対論者説との比較を試みる。

2. PVA ad PV III 311 訳注研究

2.1. ダルマキールティの偈文とそれに対するプラジュニャーカラグプタの導入的な注釈

以下にまず挙げるのは、ダルマキールティの PV III 311 と⁽⁶⁾、それに対するプラジュニャーカラグプタの導入的な注釈である。

PVA(S344,27-345,1, M174a7-174b1):

sarveṣām upayoge 'pi kārakāṇām kriyām prati /

yad antyaṃ bhedakaṃ tasyās tat sādhatamaṃ matam //PV III 311⁽⁷⁾//

作用 (kriyā)⁽⁸⁾ に対して全ての要素 (kāraṅka) が効用をもつ (upayoga) としても、およそ [その諸要素の中で] 最終的なものであり、[作用を] 区別するもの、それが、それ (作用) にとって最も有効な成立要因 (sādhatama) であると考えられる⁽⁹⁾。(PV III 311)

sādhatamaṃ hi karaṅam⁽¹⁰⁾. tasya ca sarvakāraṅkopayoge 'pi kriyāyām katham prakarṣaḥ. na hi kriyānirvartanam eva. bhāve 'pi⁽¹¹⁾ tatrānantaryam yasya kriyām prati, tad eva sādhatamam.

(5) PVA ad PV III 311 に対するジャヤンタおよびヤマールによる複注は、J(D118b5-119a2, P134b6-135a3), Y(D250b6-251a4, P337a3-337b2) にあたる。本稿では、解説に直接かかわる箇所のみを適宜注記した。T の異読に関しても同様である。

(6) ダルマキールティは、PV III 301-319 において、知が認識対象の形象をもつこと (meyarūpatā) が認識手段 (pramāṇa) であるという自説の擁護と、他者の認識手段説の批判を展開している。その中 311 は、「手段 (kāraṅka = 認識手段) とは、作用 (kriyā, = 認識結果) に対する最も有効な成立要因 (sādhatama) である」という自他ともに認める前提をもとに、最も有効な成立要因に関する解釈を提示する箇所である。

(7) PVA(S) に含まれる PV III の偈文番号は、205 以降、他の刊本に含まれるものよりも一つずつ大きい。また、PVA(S) の番号で 310 と 311 が入れ替わっている。これらは単なる振り間違えであり、内容の理解に関わるものではない。よって、戸崎 [1979] に従って改める。

(8) kriyā は、動詞語根の表す意味であって、名詞が表す一群の kāraṅka と対になる概念であるが、通例として「行為」と訳されている。確かに、文法的な分析に基づいて諸要素を別立てする場合には、主体が対象に対して行う「行為」という意味になる。しかし、ここで問題となる pra√mā という kriyā に関して、仏教認識論では、何らかの主体が対象に対して認識行為を行うというような能動的な意味での「行為」はむしろ否定されており (PV III 307ab-309), 諸要素から生じた結果としての認識そのものを kriyā と見なしている。よって、「作用」と訳す。

tathā hi satsv apīndriyādiṣu dūradeśatādīnā⁽¹²⁾ yadi pratiniyatākārātā⁽¹³⁾ na pariprāpyeta⁽¹⁴⁾, na tadā tadākārthaparicchedavyavasthā⁽¹⁵⁾. tadanantarabhāvinī⁽¹⁶⁾ sā kriyeti tad eva karaṇam.

実に、手段 (karaṇa) とは、最も有効な成立要因 (sādhakatama) である (Pāṇini 1.4.42)。しかし、全ての要素が作用に対して効用をもつとしても、どのようにしてそれ (最も有効な成立要因たる手段) に卓越性 (prakarṣa) があるのか。すなわち、単に作用を生起せしめること (nirvartana) は、[卓越性] ではない⁽¹⁷⁾。たとえそれ (作用を生起せしめること) があるとしても、あるものが、作用に対して間隙がない (ānantarya) 場合に、それこそが最も有効な成立要因である。

すなわち、たとえ感官など [の諸要素] があるとしても、もし [対象が] 遠くのあること (dūradeśatā) などによって [知が] それぞれに限定された形象をもつこと (pratiniyatākārātā) が得られないならば、その場合、その形象をもつ [外的な] 対象に対する判別の確立 (tadākārthaparicchedavyavasthā) がない⁽¹⁸⁾。その [対象に対する判別の確立

- (9) Cf. PVin I 32,12-14, 戸崎 [1979: 404f.], 戸崎 [1991: 8]. PV III 311 に対するマノーラタナンディンの注は以下の通り。PVV 212,1-3: **sarveṣāṃ kārakāṇāṃ** sāksāt pāramparyeṇa **kriyāṃ praty upayoge 'pi** teṣu madhye **yat kārakam antyaṃ** kārakāntareṇāvyaḥitavyāpāraṃ (-vyāpāraṃ PVV(M); -vyāpyāraṃ PVV(S)) sat kriyā**bhedakam, tat tasyāḥ sādhatamam matam** nānyat (全ての要素が、直接的 [あるいは] 間接的に (pāramparyeṇa) 作用に対して効用をもつとしても、これら (全ての要素) の中でおよそ最終的なもの、すなわち他の要素 (kārika) によってその働き (vyāpāra) が介在されないものであり、作用を [他の作用から] 区別するものである要素、それが、それ (作用) にとって最も有効な成立要因であると考えられるのであって、それ以外のものは [最も有効な成立要因] ではない)。その他、デーヴェンドラブッディの注釈については PVP(D217b1f., P255a3f.), ラヴィグプタの注については PVT_R(D117b6f., P142a4-7) を参照。
- (10) sādhatamam hi karaṇam M; sādhatakamam hi karaṇam S, [n.e. T(D14b4, P17b6)]. Cf. Pāṇini 1.4.42: sādhatamam karaṇam. もしこの引用を後の挿入と考え削除しようとする、次の文章の ca および tasya の指示する内容に困難が生じるので、そのままにする。
- (11) M に欄外注あり。解説できないが、おそらく S はそれを指して、kriyānivarttanabhāvepi と注記する。
- (12) dūradeśatā- M [yul thag ring ba T(D14b5, P17b7)]; adūradeśatā- S.
- (13) so sor nges pa'i rnam pa T(D14b5, P17b7) for pratiniyatākārātā.
- (14) pariprāpyeta M [thob na T(D14b5, P17b7)]; pratiprāpyeta S. M に欄外注あり。解説できないが、おそらく S はそれを指して、nopadīyeta と注記する。
- (15) na tadā tadākārthaparicchedavyavasthā *conj.* [de'i tshē de'i rnam pa can gyi don yongs su gcod pa rnam par mi gnas so T(D14b5f., P17b7f.)]; na tadākārthaparicchedavyavasthā MS. T および注(18)に挙げた Y に含まれる引用に従って tadā を補う。
- (16) -bhāvinī M [gyur ba (P; gyur pa D) T(D14b6, P17b8)]; -bhāsinī S.
- (17) Y(D250b6, P337a3): **bya ba sgrub par byed pa tsam ni** khyad par du 'phags pa ma (P; n.e. D) yin no // de ni rgyu thams cad la yod pa'i phyrir ro // (単に作用を生起せしめることは、卓越性ではない。それ (作用を生起せしめること) は、あらゆる要因にあるから)。
- (18) Y(D250b7, P337a4f.): **ma thob na zhes bya ba ni mi ldan na de'i tshē de'i rnam pa can gyi** zhes bya ba yul thag ring ba la sogs par gnas pa'i **don rnam par mi gnas so** // (得られないとは、結びつかない [という意味] であって、その場合、その形象をもつ云々、[すなわち、] 遠くのある場所などにある対象は確立されない)。

という]⁽¹⁹⁾作用がそれ（それぞれに限定された形象をもつこと）⁽²⁰⁾と間隙をもたずに生じる（*tadanantarabhāvin*）のだから、それ（それぞれに限定された形象をもつこと）こそが手段である。

ダルマキールティは、PV III 311において、作用（*kriyā*）に対して、その作用を成り立たしめる全ての要素（*kāra*）が効用をもつとしても、それだけでは最も有効な成立要因（*sādhakatama*）、すなわち手段（*karana*）としては不十分であることを述べる。そして、「作用に対して最終的なもの（*antya*）」であり、かつ、「作用を区別するもの（*bhedaka*）」であるものこそが、作用にとって最も有効な成立要因であるとする⁽²¹⁾。

それに対してプラジュニャーカラグプタは、まず、「最も有効な（*-tama*）」ということを卓越性（*prakarṣa*）と言い換えて理解し、単に作用を生起せしめるだけでは、卓越性に値しないことを述べる⁽²²⁾。そしてさらに、具体例を挙げながら解説を加える。例えば、感官などの諸要素が存在するとしても、もしも、対象が遠くの場所にあることなどの障害によって、「知がそれぞれに限定された形象をもつこと（*pratiniyatākāratā*）」が得られないならば、「その形象をもつ外的な対象に対する判別の確立（*tadākārthaparicchedavyavasthā*）」はもたらされない。したがって、「知がそれぞれに限定された形象をもつこと」こそが、それと間隙を持たずに生じる「その形象をもつ対象に対する判別の確立」という作用に対して、最終的すなわち直接的な要素であるから、最も有効な成立要因であり認識手段である。

なお、ここで言われる、「知がそれぞれに限定された形象をもつこと」と「その形象をもつ対象に対する判別の確立」とは、それぞれ認識手段と認識結果であり、ダルマキールティが言うところの、「知が認識対象の形象をもつこと（*meyarūpatā*）」と「認識対象の認識（*prameyādhigati*）」

(19) Y(D250b7, P337a5): **de** (P; *n.e.* D) zhes bya ba don yongs su gcod par bya ba yin no // (そのとは、対象の判別である)。

(20) Y(D250b7, P337a5): **de dang bar ma chod pa** zhes bya ba ni mnam pa dang bar ma chod par '**gyur ba**'o // (それと間隙をもたずとは、形象と間隙をもたずに生じる [という意味である])。

(21) 最も有効な成立要因（*sādhakatama*）をどのように解釈するかについては、他学派にも多くの議論がみられる。例えば、ウッディヨータカラは *Nyāyavārttika* (Calcutta ed.) 18,5-20,2 において、それ (x) があれば必ず知が生じるというような、それ (x) のもつ卓越性を *sādhakatamatva* と理解し、続けて6つの解釈を挙げる。第5解釈の「認識が [それと] 間隙をもたずにあること（*pratipatter ānantaryam*）」については、ダルマキールティによる理解との類似性が見られる。Cf. 岡崎 [2005: 452f.], 戸崎 [1979: 405, fn. 34]。

なお、PV III 311 では、最も有効な成立要因であるための条件として、最終的なもの（*antya*）であることと、区別するもの（*bhedaka*）であることの二つが挙げられているが、これに対する PVA では、第一の条件のみが取り上げられている。それはおそらく、PV III 303 や 312 に対する注釈において、区別するもの（*bhedena niyāmakaḥ, bhedaka*）に関する詳細な議論がなされているからであろう。

(22) Cf. PVin I 32,12: *avyavadhānābhāvāt kārakāṭīśayāsiddheḥ* (介在されないことがないので、卓越した要素であることが成立しないから)。

に相当するものである (PV III 306). まず、「知がそれぞれに限定された形像をもつこと」とは、青いもの (青) や黄色いもの (黄) といったそれぞれの外的な対象に応じて各々限定された形像を、知が有することである⁽²³⁾. これは後に、「知における形像の特殊性 (tadākāra viśeṣa)」(本稿2.2.)、「知における形像の限定 (ākāraṇiyama)」(2.3.) 等と言い換えられる. 一方、「その形像をもつ対象に対する判別の確立」については、その詳細が定かではないものの、「限定された対象の確立 (niyatārthavyavasthā)」(2.2.) や、「対象の確立 (arthavyavasthiti)」, 「それぞれに限定された対象の確立 (pratiniyatārthavyavasthā)」(2.3.) 等と類似する概念である. その意味するところは、知における青や黄といった形像の特殊性に応じて、それぞれ別々のものとして青や黄といった外的対象を確立するということであろう⁽²⁴⁾.

2.2. 感官の健全性と知における対象の特殊性との前後関係

以上のようにして、「知がそれぞれに限定された対象の形像をもつこと」こそが、作用 (= 認識結果) にとって最終的なものであるから、認識手段であるという自説が述べられた. 続いて、「対象が近くにあること (対象の近在性)」や「感官が損なわれていないこと (感官の健全性)」を認識手段と見なす対論者との議論が展開される.

PVA(S345,1-3, M174b1f.⁽²⁵⁾):

nanv adūradeśataiva sādhanam.

【対論者】 [対象が] 近くにあること (adūradeśatā) こそが、成立要因である.

na. indriyopaghāte 'dūradeśatāyām api na niyatārthavyavasthā.

【立論者】 そうではない. 感官が損なわれている (indriyopaghāta) ならば、たとえ [対象が] 近くにあったとしても、限定された対象の確立 (niyatārthavyavasthā) はない.

anupaghātas tarhi sādhanam.

【対論者】 その場合には、[感官が] 損なわれていないことが成立要因である.

nedam apy asti. yataḥ,

【立論者】 これもまた、[正しく] ない. なぜならば、

(23) このようにプラジュニャーカラグプタにおいては、知のもつ形像そのものに、対象に応じた限定や特殊性といった要素を含ませる傾向が顕著である. 知覚は無分別であるという仏教論理学派の大前提からすれば微妙な問題ではあるが、「青の認識」「黄の認識」といった区別が知覚にも認められる以上、このような限定が形像に還元されるのは当然の帰結であろう. この問題については、注釈者間での理解の相違が予想される.

(24) Cf. PVA 346,23f.: yadi sa tathābhūta ākāro na syāt, na kaścit pratiniyatam arthaṃ vyavasthāpayet (もし、そのような形像がないならば、如何なるものも、それぞれに限定された対象を確立することがないことになる).

(25) PVA(M) 174b は写真の状態が悪く、右 1/3 が不鮮明である. 以下、写本が不鮮明な箇所については、テキストをイタリック体にした.

akṣasyānupaghāto hi tadākāra viśeṣataḥ /

saṃvedanasya viśayaḥ tataḥ sa vyavadhīyate //617//

実に、感官が損なわれていないことは、それ（知）における形象の特殊性に基づいて、認識（saṃvedana）の対象（viśaya）となる [すなわち知られる]⁽²⁶⁾。それゆえ、それ（感官が損なわれていないこと）は、[知における形象の特殊性によって] 介在されている（vyavadhīyate）⁽²⁷⁾。

ここではまず、第一の対論者説として、「対象が近くにあること（対象の近在性，*adūrādeśatā*）」を成立要因すなわち認識手段と見なす説が取り上げられる。しかし、たとえ対象が近くにあったとしても、感官が損なわれていればその対象を認識することはできない。したがって、対象の近在性が、限定された対象の確立にとって最終的な要素であることは否定される。

そして次に、第二の対論者説によって認識手段とされる「感官が損なわれていないこと（感官の健全性，*akṣasyānupaghātaḥ*）」と、プラジュニャーカラグプタの自説である「限定された対象の形象をもつこと」すなわち「知における形象の特殊性（*ākāra viśeṣa*）」のうち、どちらが作用に対してより直接的な要素であるのか、という問題が浮上する。ここでプラジュニャーカラグプタは、前者が後者に基づいて「認識の対象となる」すなわち「知られる」ということを根拠に、感官の健全性と作用との間には知における形象の特殊性が介在することを述べる。言い換えるならば、形象の特殊性があれば必ず作用が成り立つという意味で、形象の特殊性の方がより直接的な要素であると主張する。この根拠については疑問が残るものの、以下のような意味であろうか。すなわち、形象の特殊性がなければ、感官の健全性はそのも知られえないので、感官の健全性には必ず形象の特殊性が付随することになる。したがって、感官の健全性も一要素としては認められるものの、知における形象の特殊性の方が、作用にとってより有力な直接的要素であるということになる。

2. 3. 形象の限定と対象の確立は同一のものである

ここではさらに、感官の健全性と知における形象の特殊性との序列に関する対論が続けられ、その結果、「形象の限定と対象の確立は同一のものである」というプラジュニャーカラグプタの重要な自説が提示される。

(26) Y(D250b7-251a1, P337a6): shes pa **de'i rnam pa'i khyad par** gang yin pa de las **myong ba'i yul yin no** zhes shes par bya ba yin no // (それすなわち知における形象の特殊性、およそそれに基づいて、認識の対象となるすなわち知られる)。

(27) Y(D251a1, P337a6): rgyu **de'i phyir** na ma nyams pa **de ni rnam pas chod pa yin no** // (この理由によって、それすなわち [感官の] 損なわれていないことは、形象によって介在されている)。

PVA(S345,4-9, M174b2f):

nanu sa evākāro vyavadhīyata iti prāptam. tena hy ākāreṇa niścito 'nupaghātaḥ pratiniyatārthavyavasthāhetuḥ.

【対論者】その形象こそが介在されている、ということになる。なぜならば、その形象によって決定された (niścita) [感官の] 損なわれていないこと (anupaghāta) が、それぞれに限定された対象の確立の原因 (pratiniyatārthavyavasthāhetu) であるのだから。

nedam sādhyāḥ. yataḥ,

【立論者】こちら (対論者の説) の方が優れているということはない。なぜならば、

ākāranīyamaḥ siddho yadi sārthavyavasthitiḥ⁽²⁸⁾ /

ākāraṇam paraḥ⁽²⁹⁾ siddhe prāptaḥ⁽³⁰⁾ kim iti poṣyate⁽³¹⁾ //618//

もし形象の限定 (ākāranīyama) が成立しているならば、それ (形象の限定) が [すなわち] 対象の確立 (arthavyavasthiti) である。[形象の限定すなわち対象の確立と] 別個のもの [たる感官の損なわれていないこと] は、[対象の確立の] 要因ではない。既に成立に到達したもの (対象の確立) が⁽³²⁾、[感官の損なわれていないことによって] 一体どうして助長されよう (poṣyate) か⁽³³⁾。

nāsiddha ākāranīyamo 'kṣānupaghātam⁽³⁴⁾ sādhyati. sa cet prasiddhaḥ, saivārthavyavasthitiḥ. vyartha

(28) de yis don gnas te T(D15a1, P18a3) for sārthavyavasthitiḥ.

(29) paraḥ *em.*, (pa)raḥ M [gzhan pa dag T(D15a1, P18a3)]; śaraḥ S.

(30) prāptaḥ *n.e.* T(D15a1, P18a3).

(31) rgyas par byed pa T for poṣyate. T(D15a1, P18a3): grub la rgyu min gzhan pa dag / ci zhiḡ rgyas par byed pa yin //.

(32) siddhe prāptaḥ kim iti poṣyate の解説には疑問が残る。特に siddhe と prāptaḥ の関係性が不明瞭である。T と Y のいずれもが prāptaḥ を訳出しておらず、siddhe と一体化して意識したものと想定される。暫定的に、依格を prāptaḥ の目的語として理解したが、「[対象の確立が] 既に成立しているならば、既に獲得されたものが」というように分けて理解する可能性も残る。

(33) Y(D251a1f, P337a6-8): gal te rnam pa nges par (P; pas D) grub na ni de'i tshe don [gyi rnam pa nges pa?] de nyid don rnam par 'jog pa yin te / (D; no // P) rnam pa nges pa grub pa las don gnas pa gzhan med pa'i phyir ro // de las gzhan nyams pa med pa ni don rnam par gnas pa la (*em.*; las DP) rgyu ma yin no // gal te de lta na yang nyams pa med pa tshad mar 'gyur ro snyam na / don gnas pa grub zin pa la nyams pa med pas ci zhiḡ rgyas par byed / (もし、形象の限定が成立しているならば、その場合、まさにそれ [すなわち知における] 対象 [の形象の限定? (そのままでは解説困難なため補って理解する)] が対象の確立である。なぜならば、対象の確立は、既に成立した形象の限定と別個のものではないのだから、それ (形象の限定すなわち対象の確立) と別個のものたる [感官の] 損なわれていないことは、対象の確立の要因ではない。【反論】もしそのようであったとしても、[感官の] 損なわれていないことが認識手段となろう、というならば、【答】既に成立した対象の確立に対して、[感官の] 損なわれていないことによって一体何を助長せしめようか)。最後の回答部分は、PVA 本文のサンسكريットに合わせて prāptaḥ を補い、poṣyate という受動態で理解するならば、以下のようになろう。「【答】既に成立に到達した対象の確立が、[感官の] 損なわれていないことによって一体どうして助長されようか。」

(34) 'kṣānupaghātam *em.* [dbang po ma nyams pa T(D15a2, P18a4)]; 'kṣānughātam S. M は解説不可。

evākṣānupaghātaḥ. na khalu siddhe 'rthe prāptam⁽³⁵⁾ sādhayati kaścit, siddhasya sādhanāsambhavāt. tataḥ siddhopasthānakāri⁽³⁶⁾ kim apekṣyate.

未だ成立していない形象の限定 (ākāranīyama) が、感官の損なわれていないことを成立せしめることはない。それ (形象の限定) が既に成立しているならば⁽³⁷⁾、それ (形象の限定)こそが、対象の確立 (arthavyavasthiti) である。感官の損なわれていないことは、全く無意味である。そもそも、いかなるものも、既に成立した目的に到達したものを⁽³⁸⁾成立させることはない。なぜならば、既に成立したものを [さらに] 成立させることはありえないから。したがって、既に成立したものに奉仕するもの (siddhopasthānakārin) が、どうして必要とされようか。

ここで再度対論者は、感官の健全性こそが、作用にとって最も直接的な要素であることを述べる。すなわち、先程プラジュニャーカラグプタによって述べられた「知における形象の特殊性に基づいて感官の健全性が知られる」という両者の関係を、「形象によって感官の健全性が決定される (niścita)」と言い換えながら容認する。しかしその一方で、感官の健全性が「それぞれに限定された対象の確立」(pratīniyatārthavyavasthā) たる作用に対する原因 (hetu) であるとし、因果関係を強調することによって、感官の健全性の方がより直接的な要素であると考えている。

それに対してプラジュニャーカラグプタは、先と同様、感官の健全性ではなく、形象の限定こそが直接的な要素であると主張するわけであるが、新たにその重要な根拠として、形象の限定と対象の確立とは同一のものである、という説を提示する。したがって、形象の限定が成り立った時点で対象の確立は必然的に成り立つことになり、それ以外の要因を必要とすることはありえない。ゆえに、両者の間に感官の健全性が入り込む余地はない。

2. 4. ダルモータラと目される論者との対論

前節でプラジュニャーカラグプタによって主張された、形象の限定と対象の確立との同一性について、ダルモータラと目される対論者から、異論が唱えられる。

| PVA(S345,9f., M174b3):

(35) prāptam M; prāptaḥ S, [n.e. T]. T(D15a2, P18a4f.): don grub pa la (P; las D) ni 'ga' (P; 'gal D) yang sgrub par byed pa ma yin te.

(36) siddhopasthānakāri M [grub pa (D; par P) nye bar 'jog par byed pa T(D15a3, P18a5)]; siddhopasthānahāri S.

(37) Y(D251a3, P337b1): **de grub na** zhes bya ba ni rnam par nges pa grub na'o (それが既に成立しているならばとは、形象の限定が成立しているならば [という意味] である)。

(38) これは、注(32)に挙げた偈文の箇所に対する説明であるが、同じく、siddhe arthe prāptam の理解には疑問が残る。暫定的に、siddhe arthe という依格を prāptam の目的語として理解した。

tadākāratāyām api⁽³⁹⁾ niścayo paraḥ pratiniyatavyavasthāyām apekṣyata iti cet.

【[ダルモータラと目される] 対論者⁽⁴⁰⁾】 [知が] それ (対象) の形象をもつことがあるとしても、決定 (niścaya) が別に、それぞれに限定された [対象の] 確立 (pratiniyatavyavasthā) のためには必要とされる。

ここで対論者は、それぞれに限定された対象の確立 (pratiniyata[artha]vyavasthā) のためには、知が対象の形象をもつこととは別に、「決定」(niścaya) が必要である述べる。すなわち、知が対象の形象をもつことと対象の確立との間には、決定が介在すると考えている。実際に、これに類似するダルモータラの自説が NBT に見えるが、その詳細については第 3 節で取り上げる。

これに対してプラジュニャーカラグプタは、以下のように反論する。

PVA(S345,10-12, M174b3f.):

na, pratyakṣaprāmāṇyaprastāvāt. abhyāsa sambhava hi pratyakṣam pramāṇam, tadākāramātrād eva ca tadā pravartanam⁽⁴¹⁾ niścayam antareṇāpi. yadā tu niścayāpekṣā, tadānumānam pramāṇam. tasyāpy ākāramātrād eva pravṛtteḥ nāparāpekṣā. tasmād ākāraṇ nāparaṃ karaṇam.

【立論者】 そうではない。なぜならば、知覚がプラマーナであることが目下の論題 (prastāva) であるから⁽⁴²⁾。というのも、反復経験 (abhyāsa) がある場合には、知覚がプラマーナとなる。そして、その場合 (反復経験がある場合)⁽⁴³⁾には、決定がなくとも、ただそれ (知覚) のもつ形象のみによって [知覚は人に] 行動を引き起こす (pravartana)⁽⁴⁴⁾。一方、[人が行動を起こすために] 決定に依拠する場合には、推論がプラマーナである。[しかし、] 正に [その推論のもつ] 形象のみに基づいて [人は] 行動を起こす (pravṛtti) のだから、それ (推論)⁽⁴⁵⁾もまた、[決定という、推論のもつ形象とは] 別のものを必要とすることはない。したがって、形象と別の手段 (karaṇa) はない。

(39) de'i rnam pa yang T(D15a3, P18a7) for tadākāratāyām api.

(40) Y(D251a3, P337b1f.): da ni slob dpon chos mchog gi lugs sun phyung ba'i don du nye bar 'god pa ni / **de'i rnam pa yang** zhes bya ba'o // (ここで、師ダルモータラの説を論難するために述べるのが、その形象をもつことがあるとしても云々である)。

(41) pravartanam M [jug pa yin no T(D15a4, P18a7)]; pravartana S.

(42) J(D118b7-119a1, P135a1): gzhan gyi sun dbyung ba bstan pa ni **ma yin te / mngon sum gyi tshad ma'i** zhes bya ba ste / (他者への論難を説くのが、そうではない、知覚がプラマーナ [であることが] 云々である)。

(43) Y(D251a3, P337b2): **de'i tshes** zhes bya ba goms pa'i dus na'o // (その場合にはというのは、反復経験の場合には [という意味] である)。

(44) Y(D251a3f, P337b2): des na yod pa ma yin pa'i nges pa (P; phyir D) tshad mar ji ltar 'gyur zhes bya ba'i don to // (したがって、存在しない決定がどうして認識手段となろうか、という意味である)。

(45) Y(D251a4, P337b2): **de yang** ni rjes su dpag pa yang ngo // (それもとは、推論も [という意味] である)。

ここではまず、知覚がプラマーナであるということが目下の論題となっている以上、その対象に関しては反復経験があることが含意される、ということが示される⁽⁴⁶⁾。そして、反復経験がある場合には、知覚は、決定（＝分別）に依拠せずに、その知覚知のもつ形象のみによって人に行動を引き起こす⁽⁴⁷⁾。よって、決定は不要である。一方、人が行動を起こすために決定に依拠する場合には推論がプラマーナとなる。しかし、その推論自体は、それとは別の決定には依拠せずに、その推論知がもつ形象のみによって人の行動を引き起こす。つまり、その決定こそが推論であるという立場である。したがって、知覚と推論のいずれのプラマーナにおいても、決定という別のものを必要とすることはなく、それらの知が有する形象こそが認識手段である。

具体例として、宝石鑑定人がダイヤの真贋を確立して（＝プラマーナ）振り分ける（＝行動）というプロセスを考えてみよう。まず、反復経験が完全な鑑定人は、ダイヤを見るのと同時に真贋を確立することができ、直ちに適切に振り分けを行う。この場合には、初めに起こる真（または贋）なるダイヤの知覚がプラマーナである。一方、反復経験が不完全な鑑定人は、そのように直ちに真贋を確立することはできず、諸々のプロセスを経て「これは真（または贋）である」という決定をした後に、振り分けという行動を起こす。この場合には、推論がプラマーナとなる。そして、「これは真（または贋）である」という決定知こそが推論である。

3. ダルモータラにおける決定知 (niścayapratyaya)

本節では、決定知に関するダルモータラの自説について NBT の記述を中心に概観し、PVA に見える対論者説との比較を試みる。なお、ダルモータラにおける決定および判断

(46) 知覚と推論の区分と反復経験の有無との関わりについて、類似する説が以下の PVA の記述に見える。PVA 218,6-8 (ad PV III 56): *yatra bhāvīgatis tatrānumānam mānam iṣyate / vartamāne 'timātreṇa vṛttāv adhyakṣamānatā //240// yatrāyantābhyāsād avikalpayato 'pi pravartanam, tatra pratyakṣam pramānam. anyathā vikalpasya pramānantaratā prāptā. yadi yatra vikalpas tatraiva pratyakṣam pravartakam pramānam ceti* (ある [対象] に対して未来時の理解 [すなわち、獲得時の対象の理解] がある場合、その [対象] に対しては推論が認識手段であると認められる。一方、現在時のものに対して、極度の [反復経験] (atimātra) によって [未来時の理解を介することなく] 行動が起こる場合には、知覚がプラマーナである (240)。ある [対象] に対して、完全な反復経験によって、分別を起こさずとも [人は] 行動を起こすが、その [対象] に対しては、知覚がプラマーナである。さもなければ、分別が [知覚とは] 別のプラマーナであることになってしまう。もし、ある [対象 (青など)] に対して、[[これは青である] という] 分別がある場合に [はじめて]、その同じ [青などの対象] に対して知覚が人に行動を引き起こすものであり、プラマーナであるならば、ということである)。これは、プラマーナの対象に関する議論の一節であるが、議論の全体像については、Kobayashi [2011] を参照。また、反復経験がある場合に知覚がプラマーナであるという考え方は、シャーキヤブッディに遡ることができる。Cf 稲見 [1993: 96], 稲見 et al. [2002: 26f.n. 38], Krasser [2003].

(47) 先に注3でも触れたように、仏教倫理学派においては、知覚や推論としてのプラマーナは正しい知を意味している。よって、知覚や推論は、より正確に言うならば、知覚知あるいは推論知であるから、何らかの形象を有する。

(*adhyavasāya*)⁽⁴⁸⁾等のいわゆる知覚判断に関する理解については、沖 [1990] や西沢 [2011] 等の充実した先行研究が既にあるので、要点のみを記す。

まず、決定 (*niścaya*) を含意しうるものとして、「知覚判断」等と先行研究において呼ばれる概念が挙げられる。ダルマキールティの段階で既に、これに関する多くの言明があり、桂 [1989] がまとめるように、「知覚の直後に生じる概念知」であって、一種の疑似知覚 (*pratyakṣābhāsa*) とされる。またそれは、「瓶性」などの一般相を対象としており、「これは瓶だ」などという形で、特定の対象を命名、同定するもの⁽⁴⁹⁾である。

おそらくは、そのようなダルマキールティの考えに基づいて、ダルモッタラは、把握対象 (*grāhya*) と判断対象 (*adhyavaseya*) という二種の対象を明確に打ち出した。すなわち、知がその形象をもって生じる場所の瞬間的なもの (*kṣāna*) としての把握対象と、人がそれに向かって獲得しようと行動を起こす対象 (*prāpanīya*) である相続 (*saṃtāna*, 時間的な幅のあるもの) としての判断対象とである。この中、判断対象とは、知覚の力によって生じた決定 (*niścaya*) すなわち決定知 (*niścayapratyaya*)⁽⁵⁰⁾によって、判断されるものである⁽⁵¹⁾。そして、知覚がプラマーナとして機能する、すなわち人に行動を引き起こすためには、このような決定知による判断が不可欠である。もし判断がなされないならば、その知覚において、それが青などといった特定の対象の認識であるという認識結果 (*pramāṇaphala*) は完成せず⁽⁵²⁾、青などの対象に対して行動を引き起こすこともない。

このように、ダルモッタラの体系においては、プラマーナが人に行動を引き起こすために、決定によってその獲得対象を判断することが重要な位置を占めていることが理解されよう。これは、先に見たように、プラジュニャーカラグプタが、プラマーナが人の行動を引き起こす際に決定は不要である、と主張するのは極めて対照的である。

さらに、PVA において、ダルモッタラと目される対論者によって、「知が対象の形象をもつことだけでは、それぞれに限定された対象の確立は成立しない。そのためには、決定という別のものが必要である。」という説が述べられたが、これに類似する見解が、NBT に見える。

(48) *adhyavasāya* の訳語については、先行研究においても様々な可能性が模索されてきた。桂 [1989] および沖 [1990] による「断定」や、北原 [1996] に挙げられる「決定」「間接的決定」「判断」「実体化作用」、福田 [1999] による「思い込むこと」「思いなすこと」、護山 [2011: 63f.] による「実体視」などである。本稿では、太田 [1973] や西沢 [2011] 等に倣い、穏当と思われる「判断」という訳語を採用した。

(49) Cf. 桂 [1989: 549], 戸崎 [1979: 260f.,fn. 139].

(50) ここでの決定が決定知を意味することは、後に挙げた NBT 83f. などから理解される。

(51) NBT 71,1-72,3. Cf. 沖 [1990: 146-148], 護山 [2011: 63,fn. 29], 西沢 [2011: 141-143] 他。同様の説は、*Laghuprāmāṇyaparīkṣā* や *Pramāṇaviniścayaṭīkā* などにも見える。Cf. Krasser [1991: I 36(8), II 41f.].

(52) NBT 84,1-85,2. Cf. 沖 [1990: 129,9-22], 西沢 [2011: 457f.] 他。

NBṬ 83,2-84,1:

sadr̥śam⁽⁵³⁾ anubhūya tadvijñānaṃ yato nīlasya grāhakam avasthāpyate niścayapratyayena, tasmāt sārūpyam anubhūtaṃ vyavasthāpanahetuḥ. niścayapratyayena ca tajjñānaṃ nīlasaṃvedanam avasthāpyamānaṃ vyavasthāpyam. ... vyavasthāpakaś ca vikalpapratyayaḥ pratyakṣabalotpanno draṣṭavyaḥ.

[青と]類似するもの (sadr̥śa) を感受した後に, [[私は青を感受する] という⁽⁵⁴⁾, 後の時点にある⁽⁵⁵⁾] 決定知 (niścayapratyaya) によって, その (前の時点の) 知は青を把握するものと決定される (avasthāpyate)⁽⁵⁶⁾. したがって, 感受された同一形象性 (sārūpya) は, 確立の原因 (vyavasthāpanahetu) である. そして, [後の] 決定知によって, その (前の時点の) 知は, 青の認識と決定される (avasthāpyamāna) ので, 確立されるもの (vyavasthāpya) である. ……そして, 知覚の力によって生じた分別知 (vikalpapatyaya, = 決定知)⁽⁵⁷⁾ が確立するもの (vyavasthāpaka) であると見なされるべきである⁽⁵⁸⁾.

ここでは, 外的対象たる青と類似するもの (= 知にある青の形象) の感受 (anubhava) の後に, 「私は青を感受 (= 把握) する」という決定知 (niścayapratyaya) が生じる, というように, 時間差を有する, 感受 (= 知覚知) と決定知という二段階の知が想定されている. そして, 前の知において感受される, 「青と類似するもの」すなわち, 「外的対象たる青と同一の形象」を知がもつことによって, 後の決定知による決定すなわち確立が起こるので, その同一形象性が確立の原因 (vyavasthāpanahetu) である. また, その後続する決定知によって, 前の知が青の認識 (nīlasaṃvedana) すなわち青を把握するものであることが決定される (avasthāpyamāna) ので, 青の認識が確立されるもの (vyavasthāpya) である. そして, その決定を行う後の決定知 (= 分別知) こそが, 確立するもの (vyavasthāpaka) である.

(53) sadr̥śam *ms.*; nīlasadr̥śam NBṬ. NBṬ に挙げられる全ての写本およびチベット語訳に従って訂正する. nīla は DhPr による説明的な補足であろう.

(54) DhPr 83,29f.: na tu nīlasadr̥śam anubhavāmīti niścayo 'sti, api tu nīlam evānubhavāmīti nīlasya grāhakam avasthāpyate (しかし, 「私は青と類似するものを感受する」という決定はない. そうではなくて, 「私は青のみを感受する」という [決定によって, 前の時点の知は,] 青を把握するものとして確立される).

(55) DhPr 84,10: niścayapratyayeneti. niścayātmakajñānenottarakālabhāvinā ([答える.] 決定知によって, と. 後の時点に生じる, 決定を本性とする知によって [という意味である]).

(56) avasthā は決定知のもつ機能であり, niścayam (DhPr 84,15) や niścici (DhPr 84,17) と言い換えられる. したがって, 「決定する」と訳した.

(57) 決定知は, いわゆる「他の排除」によって決定を行うので, 分別知ともいわれる. NBṬ 83,5f.: tasmād asārūpyavyāvṛtṭyā sārūpyam jñānasya vyavasthāpanahetuḥ. anīlabodhavyāvṛtṭyā ca nīlabodharūpatvaṃ vyavasthāpyam (したがって, 同一形象性でないものの排除による, 知の同一形象性が, 確立の原因である. そして, 青の認識でないものの排除による, 青の知を本質とすることが, 確立されるものである).

(58) 翻訳については沖 [1993: 128-130], 解説については沖 [1993: 132f.] を参照.

このように、ダルモッタラの説によれば、先行する感受（＝知覚知）における同一形象性が確立の原因ではあるものの、その知が青の認識であるということは、後続する決定知から遡って決定されるものである。したがって、知が青と同一の形象をもつことと知が青の認識であることとの間には、決定が介在していることになる。これは本稿 2.4. で取り上げた対論に見られる、ダルモッタラと目される対論者の説と近似するものといえよう。

4. まとめ

本稿では、まず、PVA ad PV III 311 の解説を通じて、以下のことが明らかとなった。ダルマキールティによって、認識手段は「知が認識対象の形象をもつこと」(meyarūpatā)、認識結果は「認識対象の認識」(prameyādhigati) と言われるのに対して、プラジュニャーカラグプタは、前者を「知がそれぞれに限定された形象をもつこと」(pratiniyatākāratā)、後者を「それぞれに限定された対象の確定」(pratiniyatārthavyavasthā) 等と言い換えて理解する。そして、両者は同一のものであるから、その間に、対象の近在性や感官の健全性、決定といった別の要素が入り込む余地は認められない。

さらに、ダルモッタラと目される論者との対論の中で、プラジュニャーカラグプタは決定に関する以下のような説を提示している。すなわち、プラマーナが人に行動を引き起こすという機能を果たす上で、決定は不必要である。反復経験が完全である場合には知覚が、それ以外の場合には推論がプラマーナとなるが、いずれの場合も決定という別のものには拠らず、知覚知や推論知における形象のみに基づいて人の行動が起こる。

第 3 節では、NBT 等に見えるダルモッタラの決定知理解について概観し、PVA で批判される対論者説との比較を試みた。まず、ダルモッタラの理解によれば、知覚がプラマーナとして人に行動を引き起こすためには、獲得対象を示すものとして、後の決定知が不可欠である。さらに、ある知覚知が青を把握する認識であるということは、「私は青を感受する」という後続する決定知（＝分別知）から遡って決定されるものである。したがって、知が青という対象と同一の形象をもつこととそれが青という対象の認識であることとの間には、決定が介在することになり、PVA に見える対論者の説とのおよその一致が確認された。

テキストと略号

DhPr	<i>Dharmottarapradīpa</i> (Durvekamiśra): <i>Paṇḍita Durveka Miśra's Dharmottarapradīpa: Being a sub-commentary of Dharmottara's Nyāyabinduṭīkā, a commentary of Dharmakīrti's Nyāyabindu</i> , ed. Paṇḍita Dalsukhbhai Malvania, Patna 1955.
J	<i>Pramāṇavārttikālaikāraṭīkā</i> (Jayanta): D 4222 (ne), P 5720 (ne).
M	See PVA(M).
NBT	<i>Nyāyabinduṭīkā</i> (Dharmottara): see DhPr.
PVA	See PVA(S).

- PVA(M) Sanskrit Manuscript (Manuscript B) of PVA: *The Sanskrit Commentaries on the Pramāṇavārttikam from the Rāhula Sāṅkṛtyāyana's Collection of Negatives*, 3 vols., Vol. 1 Sanskrit Manuscripts of Prajñākaragupta's Pramāṇavārttikabhāṣyam, Patna-Narita 1998.
- PVA(S) *Pramāṇavārttikālaikāra* (Prajñākaragupta): *Pramāṇavārttikabhāṣyam or Vārttikālaikāraḥ of Prajñākaragupta: Being a commentary on Dharmakīrti's Pramāṇavārttikam*, ed. Rāhula Sāṅkṛtyāyana, Patna 1953.
- PVP *Pramāṇavārttikapañjikā* (Devendrabuddhi): D 4217 (che), P 5717(b) (che).
- PV_T_R *Pramāṇavārttikaṭīkā* (Ravigupta) ad PV III: D 4225 (phe), P 5722 (phe).
- PVV See PVV(S).
- PVV(S) *Pramāṇavārttikavṛtti* (Manorathanandin): *Dharmakīrti's Pramāṇavārttika with a Commentary by Manorathanandin*, ed. Rāhula Sāṅkṛtyāyana, Appendix to *Journal of the Bihar and Orissa Research Society* 24-3, Patna 1938.
- PVV(M) Sanskrit Manuscript of PVV: *The Sanskrit Commentaries on the Pramāṇavārttikam from the Rāhula Sāṅkṛtyāyana's Collection of Negatives*, 3 vols., Vol. 3 A Sanskrit Manuscript of Manorathanandin's Pramāṇavārttikavṛttiḥ, Patna-Narita 1998.
- PVin I *Pramāṇaviniścaya* (Dharmakīrti): *Dharmakīrti's Pramāṇaviniścaya, Chapters 1 and 2*, ed. Ernst Steinkellner, Beijing-Vienna 2007.
- S See PVA(S).
- T Tibetan Translation of PVA: D 4221 (the), P 5719 (the).
- Y *Pramāṇavārttikālaikāraṭīkā Supariśuddhi* (Yamāri): D 4226 (me), P 5723 (me).

参考文献

Kobayashi, Hisayasu (小林久泰)

[2011] "Prajñākaragupta's Interpretation of svalakṣaṇa," *Journal of Indian and Buddhist Studies*, 59-3, (182)-(187).

Krasser, Helmut

[1991] *Dharmottaras kurze Untersuchung der Gültigkeit der Erkenntnis Laghuprāmāṇyaparīkṣā*, 2 vols., Verlag der Österreichischen Akademie der Wissenschaften, Wien.

[1992] "On the Relationship between Dharmottara, Śāntarakṣita and Kamalaśīla," *Tibetan Studies: Proceedings of the 5th Seminar of the International Association for Tibetan Studies*, 2 vols., Narita, Vol. 1, 151-158.

[2003] "On the Ascertainment of Validity in the Buddhist Epistemological Tradition," *Journal of Indian Philosophy*, 31, 161-184.

稲見正浩

[1993] 「仏教論理学派の真理論——デーヴェーンドラブッディとシャーキヤブッディ」, 『渡辺文麿博士追悼記念論集 原始仏教と大乘仏教』下, 永田文昌堂, 京都, (85)-(118).

稲見正浩・野武美弥子・林慶仁・護山真也

[2002] 「プラジュニャーカラグプタにおける二種の認識対象と認識手段」『南都佛教』81, 1-53.

岡崎康浩

[2005] 『ウッドヨータカラの論理学——仏教論理学との相克とその到達点』, 平楽寺書店, 京都.

太田心海

[1973] 「Adhyavasāya」『印度學佛教學研究』22-1, 138-139.

沖和史

[1990] 「ダルモッタラ著『正理一滴論』(Nyāyabinduṭīkā) 第一章における知覚判断」『仲尾俊博先生古希記念 佛教と社会』, 永田文昌堂, 京都, 137-160.

[1993] 「ダルモッタラの『量量果非別体論』——Nyāyabinduṭīkāにおける」『渡辺文麿博士追悼記念論集 原始仏教と大乘仏教』下, 永田文昌堂, 京都, (119)-(136).

小野基

- [1995] 「仏教論理学派の一系譜——プラジュニャーカラグプタとその後継者たち」『哲学・思想論集』21, 142-162.

桂紹隆

- [1989] 「知覚判断・擬似知覚・世俗知」『藤田宏達博士還暦記念論集 インド哲学と仏教』, 平楽寺書店, 京都, 533-553.

北原裕全

- [1996] 「adhyavasāya —— 有形象理論における唯識と外界」『論集』23, (55)-(68).

戸崎宏正

- [1979] 『仏教認識論の研究——法称著『ブラマーナ・ヴァールティカ』の現量論』上巻, 大東出版社, 東京.

- [1991] 「法称著『ブラマーナ・ヴィニシュチャヤ』第1章 現量（知覚）論の和訳（7）」『哲学年報』50, 1-10.

西沢史仁

- [2011] 『仏教論理学の形成と展開——認識手段論の歴史的変遷を中心として』第2巻, 全4巻, 東京大学提出博士学位論文.

乗山悟

- [2000] 「Hetubinduṭkā の知覚判断説」『印度學佛教學研究』49-1, (122)-(127).

福田洋一

- [1999] 「ダルマキールティにおける adhyavasāya について」『印度學佛教學研究』47-2, (91)-(96).

三代舞

- [2012] 「ブラマーナ (pramāna) という語のもつ二つの意味とその関係——仏教論理学派とニャーヤ学派」『久遠——研究論文集』3, 52-68.

護山真也

- [2011] 「ラトナキールティ著『多様不二照明論』和訳研究（上）」『南アジア古典学』6, 51-92.

